

2 マイナ保険証に関するお知らせ

マイナンバーカードの保険証利用登録をお願いします!

マイナンバーカードへ保険情報の登録がお済みでない方は、早めの登録をお願いします。
マイナ保険証を持つことができない方は、3 Q&Aの①をご確認ください。

マイナンバーカードに保険情報を登録するメリット

- ◇最適な医療提供や過重投薬の回避が可能に!
- ◇市内の転居による保険証の更新手続きが不要に!
- ◇高額療養費の限度額適用認定証等の交付申請が不要に!

マイナ保険証や保険証登録に関することはこちら▶



3 Q&A

Q1 マイナ保険証の利用が困難な場合はどうすればいい?

A

施設入所中や障がいなどの理由により、マイナ保険証の利用が難しい要配慮者に該当する場合、マイナ保険証を持っている方にも資格確認書を交付することができます。ご希望の場合は申請が必要です。詳細は、国保年金課へお問合わせください。

Q2

職場の健康保険からの脱退に伴う国民健康保険の加入手続、または、職場の健康保険への加入に伴う国民健康保険の脱退手続は、保険証が廃止された後も必要なの?

A

半田市国民健康保険にかかる加入手続及び脱退手続は、保険証廃止後も必要です。マイナ保険証をお使いの場合も同様に手続は必要となります。

Q3

マイナ保険証のことをもっと知りたい場合はどうすればいい?

A

国の制度改正の内容やマイナ保険証全般に関しては、国が問合わせ先を設けています。マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)へお問合わせください。

よくある質問
健康保険証との一体化について▶

